



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 規則
  - \*88 和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例施行規則 (長寿社会推進課)
- 公安委員会規則
  - \*16 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
- 告示
  - 1142 有害図書等の指定 (青少年課)
  - 1143 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
  - 1144 " ( " )
  - 1145 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
  - 1146 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 ( " )
  - 1147 貸金業の登録の取消し (商工労働総務課)
  - 1148 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
  - 1149 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要 ( " )
  - 1150 " ( " )
  - 1151 大規模小売店舗立地法による岩出町から聴取した意見の概要 ( " )
  - 1152 大規模小売店舗立地法による粉河町から聴取した意見の概要 ( " )
  - 1153 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
  - 1154 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 ( " )
  - 1155 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 選挙管理委員会告示
  - \*67 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第55号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部改正
- 諸報
  - 拾得物件公告 (和歌山西警察署)

## 規 則

和歌山県規則第88号

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例施行規則を次の

ように定める。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例施行規則

和歌山県軽費老人ホーム無憂園管理規則(昭和39年和歌山県規則第80号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例(昭和39年和歌山県条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 和歌山県軽費老人ホーム無憂園の定員は、50人とする。

(入所資格)

第3条 条例第1条に規定する軽費老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)に入所できる者は、次の各号の要件を備えた者とする。

(1) 60歳以上の者(60歳以上の配偶者(婚姻の届出をしていないが、引き続き1年以上事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))とともに入所する場合の60歳未満の者を含む。)

(2) 身寄りが無い者又は家庭の事情等により家族と同居できない者で、使用料を負担する資力のあるもの

2 前項の規定にかかわらず、条例第4条に規定する指定管理者(老人ホームの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。次条、第5条第2項、第6条及び第8条第1項において同じ。)がその福祉のために特に必要があると認める者については、入所させることができる。

(退所)

第4条 老人ホームを利用する者(以下「利用者」という。)は、老人ホームを退所しようとするときは、その旨を退所予定日の30日前までに指定管理者に申し出なければならない。

(行為の禁止等)

第5条 老人ホームにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 老人ホームの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。

(2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は

留め置くこと。

- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は利用者及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、老人ホームの利用を妨げる行為をすること。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は老人ホームからの退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、老人ホームの管理上支障があると認められる者  
(老人ホームの損傷等の届出等)

第6条 利用者は、老人ホームの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第7条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により老人ホームの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を果に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第8条 利用者は、老人ホームの利用を終了したとき又は条例第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第9条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県軽費老人ホーム指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 老人ホームの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 老人ホームの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料の徴収実績
- (3) 老人ホームの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による老人ホームの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項  
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、老人ホームの管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第67号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第9条の規定の例による。

別記様式 (第 9 条関係)

和歌山県軽費老人ホーム指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県軽費老人ホームの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第16号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年8月5日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 和歌山県橋本警察署の部林間田園交番(橋本市三

石台一丁目)の項中「、山田」を削り、同部岸上警察官駐在所(橋本市岸上)の項中「吉原」を「山田、吉原」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1142号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成17年7月19日、指定した。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

種 別	図 書 等 名	コ ー ド 番 号	発 行 所 名
月刊誌	月刊クリーム 8月号	03299-8	ワイレア出版
月刊誌	ザ・ベストMAGAZINE 8月号	14003-8	KKベストセラーズ
雑 誌	FLASH EXCITING 8月5日増刊号	27726-8/5	光文社
雑 誌	アキバ系新人アイドルDVD名鑑 VOL.1	67476-07	パウハウス
雑 誌	クリームベストオブベスト Vol.5	68449-64	ワイレア出版
月刊誌	おとなの特選街 8月号	12203-8	KKベストセラーズ
月刊誌	スコラ 8月号	15401-8	スコラマガジン
月刊誌	関西マンゾクパラダイス 8月号	02203-8	シーズ情報出版
月刊誌	シティヘブン関西版 8月号	14273-8	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	PINmaga 7月号	8746607	Hアッシュ
月刊誌	J-SPARK 8月号	86257-08	トライマックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋歯 27-17	海堀歯科医院	橋本市学文路418	平成 14.7.11

和歌山県告示第1143号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1144号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	申 請 者 の 名 称	主たる事務所の所在地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
西訪 6-17	有限会社ささゆり	西牟婁郡上富田町市ノ瀬 996-1	訪問看護ステーションさ さゆり	西牟婁郡上富田町市ノ瀬 996-1	平成 17.7.13

和歌山県告示第1145号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法

第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主 たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3070104744	有限会社近畿環境 コンサルタント	和歌山市中306-6 コーポ西出	岩橋啓晃	訪問介護ステーション ハニー	和歌山市中306-6 コーポ西出	訪問介護	平成 17.8.1
3070104751	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南 区上大岡西一丁目6-1 ゆめおおおかオフィ スタワー16階	津久井督六	ツクイ和歌山中之島	和歌山市中之島 1720セントラル ビル101号室	訪問介護	平成 17.8.1
3070104769	株式会社ハマナカ	和歌山市小雑賀714-1	濱中豊加	株式会社ハマナカ	和歌山市小雑賀 714-1	訪問介護	平成 17.8.1
3070104777	社会福祉法人ハッピ ーステーション	和歌山市紀三井寺 534-6ソフィアファ ーストビル	笹尾茂子	社会福祉法人ハッピ ーステーション	和歌山市紀三井 寺534-6ソフィア ファーストビル	訪問介護	平成 17.8.1
3071400547	株式会社オスカー	海南市重根831	岡本徹郎	オスカーケアサービ ス	海南市重根831	訪問介護	平成 17.8.1
3071000511	有限会社カインド	橋本市神野々1201-1	奥地兼善	有限会社カインド	橋本市神野々 1201-1	福祉用具貸 与	平成 17.8.1
3071201481	特定非営利活動法人 三敬福祉会	那賀郡桃山町大字市 場186	片山悟誌	特定非営利活動法人 三敬福祉会福祉用具 レンタルサービス	那賀郡桃山町大 字市場186	福祉用具貸 与	平成 17.8.1

和歌山県告示第1146号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同

法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3071600625	社会福祉法人広川町 社会福祉協議会	有田郡広川町大字 広1500広川町保健 福祉センター	石原久男	広川町指定居宅介 護支援事業所	有田郡広川町大字 広1500広川町保健 福祉センター	居宅介護 支援	平成 17.8.1

和歌山県告示第1147号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

- 商号又は名称 英雄企画
- 氏名 政英一
- 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市南材木丁2丁目45番地
- 登録番号 和歌山県知事(2)第01249号

- 登録年月日 平成14年9月16日
- 行政処分の年月日 平成17年7月28日
- 行政処分の内容 登録の取消し
- 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第1148号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、

「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンターオークワ南紀店  
和歌山県新宮市佐野三丁目507番3

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3

- 3 変更しようとする事項  
駐車場の位置と収容台数

(変更前)

位	置	収容台数
建物周辺(縦覧図書添付図面2)		1,829台
合	計	1,829台

(変更後)

位	置	収容台数
建物周辺(縦覧図書添付図面3)		1,082台
合	計	1,082台

- 4 変更する年月日  
平成18年3月1日
- 5 変更する理由  
借地している土地の契約解除によるため。
- 6 届出年月日  
平成17年7月26日
- 7 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
新宮市経済観光部商工観光課(和歌山県新宮市春日1-1)  
東牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)
- 8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成17年8月5日から平成17年12月5日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1149号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項

の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ橋本林間店  
和歌山県橋本市三石台1丁目2番1
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
伊都振興局県民行政部地域行政課(和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号)  
橋本市経済部地域振興課(和歌山県橋本市東家1-1-1)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成17年8月5日から平成17年9月5日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1150号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ橋本隅田店  
和歌山県橋本市隅田町垂井92-1
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
伊都振興局県民行政部地域行政課(和歌山県橋本市市脇4丁目5番8号)  
橋本市経済部地域振興課(和歌山県橋本市東家1-1-1)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成17年8月5日から平成17年9月5日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1151号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ ミレニアシティ岩出店  
和歌山県那賀郡岩出町中迫塚本147
- 2 意見の概要  
近隣へ支障を来たすことがないように駐車場の利用状況を常に把握するとともに、近隣への支障等を予測された場合は事前に対処すること。
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)  
岩出町農林経済課(和歌山県那賀郡岩出町西野209)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成17年8月5日から平成17年9月5日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1152号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により粉河町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ粉河店  
和歌山県那賀郡粉河町粉河762
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)  
粉河町産業経済課(和歌山県那賀郡粉河町粉河412)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成17年8月5日から平成17年9月5日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1153号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域  
和歌山市及び海南市
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
馬
- 4 実施の期間  
平成17年9月1日から平成17年9月30日まで
- 5 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法による。

和歌山県告示第1154号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 実施の目的  
炭疽病の発生予防のため
- 2 実施する区域  
海南市及び有田市
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛
- 4 実施の期間  
平成17年9月1日から平成17年9月30日まで
- 5 注射の方法  
炭疽予防液(無莢膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第1155号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年8月5日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 所 名 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2832	海南市日方字奥谷477番1の一部、479番の一部、里道	和歌山市新生町2番5号 東不動産株式会社 代表取締役 東行男	平成17年7月26日	5.00 5.00 5.00	84.40 14.21 10.36

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第67号

平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第55号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部を次のとおり改正する。

平成17年8月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第2項中「211,024人」を「211,025人」に改め、第3項中「東牟婁郡選挙区14,079人」を「東牟婁郡選挙区14,081人」に改める。

## 諸 報

## 拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年8月5日

和歌山県和歌山西警察署長 源中 徹

物件(種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金17万100円 (封筒に在中)	平成17年7月8日	和歌山市七番丁 (施設内)